

京都市における自転車安全利用推進に関する体制を整備するための要綱

(京都市自転車安全利用推進本部の設置)

第1条 職員が自転車を安全に利用することにより公務中、通勤中等の事故の防止を図るとともに、職員自らが地域における自転車安全利用の活動に貢献できるようにするため、京都市自転車安全利用推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項の総合調整に関する事務を所掌する。

- (1) 自転車の安全な利用に関する職員の意識の啓発及び自主的な活動の支援
- (2) 公用自転車の点検整備の促進
- (3) 自転車損害保険又は共済への加入の勧奨及び継続的な加入の促進
- (4) 前号に掲げるもののほか、職員による自転車の安全利用及び地域における活動への貢献のために必要な取組

(本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は建設局を担当する副市長とし、副本部長は建設局長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部の職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の庶務)

第5条 本部の庶務は、建設局自転車政策推進室において行う。

(自転車安全利用推進統括者)

第6条 本部の事務に関して、別表第2に掲げる局区等(以下「局区等」という。)での取組を推進するため、局区等に自転車安全利用推進統括者(以下「統括者」という。)を置く。

2 統括者は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

(自転車安全利用推進管理者)

第7条 本部の事務に関して、別表第4に掲げる課等(以下「課等」という。)での取組を推進するため、課等に自転車安全利用推進管理者(以下「管理者」という。)を置く。

2 管理者は、課等の長をもって充てる。ただし、次の各号に掲げる所属にあつては、それぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 会計室 次長

(2) 課を置かない室 副室長又は庶務を担当する課長若しくは担当課長

(3) 歴史資料館及び元離宮二条城事務所 次長

(4) 東京事務所 庶務を担当する次長

(5) 交響楽団及び桃陽病院 事務長

(統括者及び管理者の職務)

第8条 統括者は、その所属する局区等における自転車の安全利用の推進に努め、管理者に対し、必要な指示をしなければならない。

2 管理者は、その所属する課等における自転車の安全利用の推進に努め、所属職員に対し、必要な指示をしなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自転車安全利用推進に関する体制に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- (1) 会計管理者
- (2) 産業戦略監
- (3) 危機管理監
- (4) 技術監理監
- (5) 地球環境・エネルギー政策監
- (6) 文化芸術政策監
- (7) 人材育成政策監
- (8) 監察監
- (9) 観光政策監
- (10) 子育て支援政策監
- (11) 交通政策監
- (12) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長（ただし、建設局長を除く。）
- (13) 区長及び担当区長
- (14) 消防局長
- (15) 交通局長
- (16) 上下水道局長
- (17) 市会事務局長
- (18) 教育長
- (19) 選挙管理委員会事務局長
- (20) 人事委員会事務局長
- (21) 監査事務局長
- (22) 前各号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

別表第2（第6条関係）

- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局
- (2) 会計室
- (3) 区役所及び区役所支所
- (4) 消防局
- (5) 交通局
- (6) 上下水道局
- (7) 市会事務局
- (8) 教育委員会事務局
- (9) 選挙管理委員会事務局
- (10) 人事委員会事務局
- (11) 監査事務局

別表第3（第6条関係）

- （1）京都市事務分掌条例第1条に規定する局の庶務担当部の部長又は庶務担当室の室長
- （2）会計室長
- （3）区役所及び区役所支所の地域力推進室長
- （4）消防局総務部長
- （5）交通局企画総務部長
- （6）上下水道局総務部長
- （7）市会事務局次長
- （8）教育委員会事務局総務部長
- （9）選挙管理委員会事務局次長
- （10）人事委員会事務局次長
- （11）監査事務局次長
- （12）前各号に掲げる者のほか、副本部長が必要と認める本市関係職員

別表第4（第7条関係）

- （1）京都市事務分掌規則第1条第1項に規定する課（同項に規定する課を置かない室を含む。）及びセンター
- （2）区役所及び区役所支所の室及び課
- （3）区役所出張所
- （4）会計室
- （5）京都市事業所の長等専決規程に規定する第1類事業所に置かれている課、センター等及び歴史資料館
- （6）京都市事業所の長等専決規程に規定する第2類事業所（ただし、福祉事務所を除く。）及び第3類事業所
- （7）福祉事務所に置かれている課
- （8）前各号に掲げる所属のほか、別表第2第4号から第11号までに掲げる局における課等